

令和元年度大分県防災会議 議事録

日時：令和元年8月20日（火） 15：00～16：30

場所：土地改良会館5階 大会議室

事務局（河野課長）

はい。それではただ今から、令和元年度大分県防災会議を開会します。

はじめに、今回、新たに就任されました委員をご紹介します。学識経験者であります8号委員として、大分大学減災復興デザイン教育研究センターの小林祐司センター長様です。よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、当防災会議の会長であります、広瀬知事からごあいさつを申し上げます。

会長（広瀬知事）

はい。皆さんこんにちは。今日はいろいろお忙しい中、また、お暑い中、こうしてお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から大分県の防災対策につきまして、いろいろご指導ご支援を賜っておりまして、心から御礼を申し上げる次第でございます。

今日、また、大分県の防災計画の見直しに、修正案についてご審議をいただくことになっております。どうぞ、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

また、南海トラフ地震臨時情報が発表になりまして、その際、いろんな課題についてお話をいただきました。それについても、いろいろご審議賜ろうというふうに思っておるところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

事務局（河野課長）

はい。ここからは議事に入りますが、議長につきましては、大分県防災会議規程第2条第3項の規定に基づき、会長であります大分県知事が務めさせていただきます。それでは広瀬知事、お願いいたします。

議長（広瀬知事）

はい。という次第でございますので、ふつつかですが、議事進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、事務局から、本日の防災会議の出席委員数、および、会議成立の報告をしてください。

事務局（河野課長）

はい。本日の出席委員数は55名であり、委員総数59名の3分の1の19名を超えておりますので、大分県防災会議規程第2条第2項の規定に基づき、会議開催の定足数を満たし、

本会議は成立していることをここにご報告申し上げます。

議長（広瀬知事）

はい。ありがとうございました。ということでございますので、さっそく議事に入りたいと思います。

第1号議案でございますけれども、大分県地域防災計画の修正についてご審議を賜りたいと思います。まず、事務局から説明をしてください。

事務局（河野課長）

はい。それでは、大分県地域防災計画の修正案について説明をさせていただきます。

資料1の1、大分県地域防災計画の修正案の概要の1ページをご覧ください。直近5年間の地域防災計画の修正の概要でございます。これまでの災害の検証や災害対策基本法の改正等を踏まえ、順次、修正を行ってきたところであります。表のいちばん下になりますが、昨年度は、九州北部豪雨や台風18号の災害等を踏まえた防災・減災対策の強化として、避難訓練の実施の支援など、自主防災組織による、自助・共助の取組の促進などを盛り込んだところ です。

次に2ページをご覧ください。今年度の地域防災計画の修正案の概要についてです。今年度の修正ポイントとして、4点あります。

まず一点目は、「避難勧告等に関するガイドライン」の改定の反映についてです。避難勧告や避難指示等の危険度の高さの順番が分かりにくく、住民の避難行動に結びついていないのではないかとの問題意識から、住民がとるべき行動を5段階の警戒レベルに分けて、避難情報と行動の対応を明確化したものです。右の図をご覧ください。下から順に、警戒レベル1から5まで、住民がとるべき行動と、行動を促す情報を整理しています。警戒レベル3につきましては、市町村が発令する避難準備、高齢者等避難開始といった行動を促す情報に基づき、高齢者等には避難の開始を、その他の住民には非難の準備を求めるものです。警戒レベル4については、避難勧告および避難指示といった行動を促す避難情報に基づき、対象地域全員の避難を求めるものです。県では、市町村が避難勧告等の発令時には、対応する警戒レベルを必ず付して住民に伝達できるよう研修を行い、5月末から運用を開始したところでございます。

二点目は、中津市耶馬溪の斜面崩壊や、平成30年7月豪雨等を踏まえた、防災・減災対策の強化についてです。昨年4月に中津市耶馬溪で発生した斜面崩壊では、崩落現場に、県警、消防、自衛隊、建設業協会など多くの関係機関が集まり、救出作業が行われましたが、地元中津市だけで現地調整を行うことは、多くの困難を伴いました。そこで、今後、こうした現地調整が必用な場合には、地元市町村が設置する現地災害対策本部に県から職員を派遣し、市町村が行う応急対策に対し、支援を行うものです。また、平成30年7月豪雨においては多くのため池が決壊し、甚大な被害が生じたことから、特に、下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に人的被害を与える恐れのあるため池を防災重点ため池と位置付け、対策が必要なものについては、計画的に実施いたします。また、緊急時の迅速な避難行動につなげるため、防災重点ため池におけるハザードマップの作成や緊急連絡体制の整

備等、ソフト対策をハード対策と併せて促進することとしております。

三点目は、「県地震被害想定調査」見直しの反映についてです。平成29年12月に、これまで別府万年山断層帯と評価されていた断層の一部が中央構造線断層帯として再評価されたことに伴い、本日出席いただいております竹村委員、小林委員をはじめとする有識者の方にご検討をいただき、県の地震被害想定の見直しを行ったものです。

四点目は、「鶴見岳・伽藍岳、九重山火山避難計画」策定の反映についてです。本年1月に、鶴見岳・伽藍岳、および九重山について火山避難計画を策定し、噴火警戒レベルに応じた体制を定めたことから、噴火警戒レベルが引き上げられた場合の防災対応を明確化したものです。

修正の概要につきましては以上でございますが、3ページ以降には、主な修正項目に対する修正案を記載しております。なお、3ページに係る修正項目の修正案は、先ほど修正概要で説明させていただいた内容と重複しますので、説明は省略させていただきます。

4ページの上段をご覧ください。県地震被害想定の見直しの反映についてです。想定する地震津波の震源として、①の南海トラフから、⑥のプレート内地震までの六つの震源として整理しております。右側の表ですが、最も人的被害が大きいのは、約3万人の死者を想定している中央構造線断層帯による地震ですが、発生確率がほぼゼロとの評価から、県では引き続き、南海トラフ地震対策を喫緊の課題と位置付けております。また、これまで南海トラフ地震の人的被害は約2万2千人でしたが、今回の地震被害想定調査の見直しで約2万人となり、約2千人減少しております。これは前回の調査に比べて、津波避難ビルの指定や建物の耐震化などの津波対策が進んだことによるものでございます。

続きましてその下の、火山の避難計画策定の反映についてでございます。右側の表は、九重山について、県と周辺市町村の防災対応をまとめたものです。災害対策連絡室は、火山の状況に関する解説情報（臨時）、または、噴火警戒レベル2又は3を発表した時。災害警戒本部は、噴火警戒レベル4を発表した時。災害対策本部は噴火警戒レベル5を発表した時に設置し、九重山、鶴見岳・伽藍岳において、噴火警戒レベルに応じた体制を取ることとしております。

なお、これまで説明いたしました地域防災計画の主な修正項目以外にも、組織面の変更等に伴う字句の修正を行っております。詳細は、お手元の資料1の2から1の4までの、新旧対照表をご覧くださいと思います。

以上で、大分県地域防災計画の修正案の説明を終わります。ご審議の程、どうぞよろしくお願いたします。

議長（広瀬知事）

はい、ありがとうございました。

これをそのまま審議をしろと言っても審議できませんので、防災局長から、この修正の見直しについて、3、4点、お話をしてください。ポイントについて。

防災局 牧局長

はい。防災局長の牧でございます。よろしくお願いたします。

防災会議、皆さん方、前から委員になってる方は分かるかと思いますが、通常、防災会議というのは年度の当初、だいたい6月ぐらいに防災会議を開いておりました。今年度はこの8月ということで、2カ月ほど遅れました。その理由というのが、今回の地域防災計画の見直しに関係するところでございます、主に、先ほど、私どもの課長から説明がありました、避難勧告等に関するガイドラインの改正でございます。このガイドライン、警戒レベル1から5までございますけれども、この運用が5月の末から始まったものでございますので、これを反映させるために、この防災会議の開催を2カ月ほど遅らせて、今回になったというところでございます。主な改正点は、このガイドラインというところでございます。

それと、中津斜面崩壊というのが今年の4月に発生いたしまして、この時、警察、消防、自衛隊の皆さん方のたいへんご協力のおかげをもちまして救出ができたわけでございますけれども、残念ながら、救出された方は、全員、お亡くなりになりました。その時の災害対応にあたって、反省点と言いますか、ありますのは、やはりその局地的な災害現場、ここで、やはり警察、消防、自衛隊、この各部隊が皆さん方集まりまして、それぞれ対応いたしますけれども、それをやっぱり取りまとめるところがなかなかないというところがございます。で、そこでやはり、県が災害のあつてる市町村に支援をいたしまして、前へ出てきて調整活動、これをやろうではないかというところが二点目のポイントでございます。

それと、今年の3月でございますけれども、中央構造線断層帯、これが、今まで四国の愛媛まで、奈良県からありましたけれども、これが大分までつながったというところで、被害想定の見直しを行いました。本日ご出席の竹村先生を会長といたしまして、被害想定を再度、見直しをしていただきまして、その分を反映させたというものが三つ目のポイントでございます。四つ目は、やはりこれも竹村先生のご尽力でかなったわけなんですけれども、火山の避難計画、これを取りまとめることができましたので、それを反映させたというポイントでございます。

今回の地域防災計画の改正のポイントっていうのは、2ページにも書いておりますけれども、この4点が中心となるものでございます。以上でございます。

議長（広瀬知事）

はい。ありがとうございました。地震被害想定調査、それから次が、火山避難計画改定についてご尽力をいただきました、竹村委員のコメントをいただきたいと思っております。

京都大学 竹村名誉教授

京都大学におりました竹村でございます。今、局長からご説明ありましたように、昨年には、やはり、いろんな県内の災害が起きました。それに対して足りない部分というのをどういうふうにもリストアップするかというのがここに書かれておる内容だというふうに考えます。それで、地球科学的に見た災害の現象の有り様というのはあまり変化がないかもしれないんですけれども、その時に、どういう人たちがどういう場所にいるかという、避難に関わる活動というのがすごく重要になってくることになっておりますので、こういう防災計画が、その都度きちんと紹介され、修正されていくっていうのがすごく重要だろうというふうを考えております。で、最近やっぱりどうしても風水害、火山災害、地震災害っていうふ

うに自然現象に関わる災害が多いものですから、この防災計画というのがすごく重要になってくるだろうというふうに思っております。コメントです。よろしくお願いいたします。

議長（広瀬知事）

ありがとうございました。それでは、この第1号議案、地域防災計画の修正について、皆さん方からご意見を賜りたいと思います。ご質問、ご意見ございましたら、何なりとどうぞ。

大分県立看護科学大学 甲斐教授

看護大学の甲斐でございます。コメントをさせていただきます。質問等を含めですけども、この修正案の1番につきましては、新聞等でも出てます警戒レベル5段階が変わって、それに反映した修正というふうに理解をいたしました。この時に、もちろん従来から、今回の台風の時もそうですが、避難の準備指示、準備とか避難が実際に出されていたというのは何度も気付いているんですけども、避難というのは非常に重要なアクションではあるわけですけど、非常に危険な行動でもあるわけですので、どういうふうな、今までの防災の中で避難がどのように実施されたのか、または、避難に伴ってトラブルが起きなかったのか、じゅうぶん周知できたのか、そのへんのこれまでの総括と言いますか、避難に関するそのあたりをご紹介いただければというのがあります。よろしくお願いいたします。

議長（広瀬知事）

はい。ありがとうございます。事務局からどうぞ。

事務局（河野課長）

例えば、昨年の西日本豪雨の際には、やはり避難の、やはり、率というのは、大分県では1.2%ぐらいだったということで、なかなか、その避難の状況が避難につながるような行動が起こせてなかったというふうに思っておりますけれども、例えば、ただし、日田市にあります大津留地区、ここにつきましては自治委員の会長さんが周りの方に呼びかけて、これは、九州北部豪雨等の反省を生かしながら、先に先にとということで皆様方に避難するように呼びかけをいたしまして、そこにおる地区の方々全員が避難をしたといったような事例もございます。

やはり、避難行動の情報が流れた時には、しっかりと早めに避難をするということが大事だというふうに考えておりますので、県といたしましてもこれから市町村と連携を取りながら、いかに避難行動につなげていくかということをしかりと、また、考えながら、そうした行動がとられるように努力していきたいというふうに考えております。以上でございます。

大分県立看護科学大学 甲斐教授

ありがとうございます。その際、今回の台風の時なんか、どのくらいの方々が地域の中で避難ができなかったとか、そういう大まかな把握とかはできていないのでしょうか。避難指示、避難準備を出すと、やっぱりお年寄りとかが対象になるわけですけど、なかなか避難

は非常に重たいわけですし。しかし、避難を積極的にされる方もいらっしゃるでしょうけど、そのあたりの避難の指示に対して、どこまできちんと対応できているのかというところの把握はいかがでしょうか。

事務局（河野課長）

正確な数字をちょっとここでは覚えてないんですけど、今回、台風10号に関しましては、かなり大分県に接近する、また、大型の台風であったということでありましたので、私が数字を取りまとめる中では、これまでの中ではかなり、率がどの程度というのはここでは言えませんけれども、避難勧告が出された市町村につきましてはそれなりの方が、これまで少なかったんですけども、それなりに避難はされてたのかなど。全部が全部の方が行ったということはありませんけれども、今回の、今まで経験した中では、やはり、こういうレベルを付けたとかいうことを踏まえて避難をしたのかなどというふうに感じております。

議長（広瀬知事）

大分県の市長会からお見えでございますけども、これ、避難については、どうでした。

大分県市長会（代理） 玉衛事務局長

大分県市長会でございますけども、市長会の方では、各市町村の分の避難状況の取りまとめ等は行っておりませんので、この場ではちょっと、状況というのをご報告することはちょっと困難でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議長（広瀬知事）

どなたか、今回の台風等に関連して、こういうことがあったというご心配の点があったらどうぞ。

甲斐先生のご心配は、避難勧告を出しても避難しない、あるいは、避難できないという人が相当いたんではないかというご心配ですけども。

大分県立看護科学大学 甲斐教授

繰り返し発令しますと、どうしてもそれ、慣れにも出てしまう。

議長（広瀬知事）

そうですね。

大分県立看護科学大学 甲斐教授

非常に難しいところです。

議長（広瀬知事）

そののところをもう少しちゃんと教えてください。事務局。

事務局（福岡防災危機管理監）

防災危機管理監をしております、福岡と申します。

申し訳ございません。台風10号に関しましては先週のことです、すぐにその検証ということたちでの数字は、まだ申し上げられないんですけども、避難勧告が出た市町村、非常に多うございました。その前の台風8号に比べてですね。で、避難率に関しましては、手元の集計では1%を切っていたと。実際の避難をされた方はですね。という実態があります。ただ、避難できなかったという、先生がおっしゃられた方がどれぐらいいたかということに関しては検証できておりません。

一方、県では、台風8号あるいは10号、この避難レベルを出す以前からではございますけれども、一昨年九州豪雨、昨年西日本豪雨等を含めて、市町村の皆様方には昼間のうちに、この避難準備、高齢者等避難、あるいは避難勧告、もちろん避難指示、緊急も含めて、昼間のうちに、明るいうちにできるだけ出していただくようお願い、ご指導のほうはさせていただいてるのが実情でございます。もちろん、全ての場合でそのようになっているというわけではありませんけれども、やはり明るいうちに、あるいは、前もって避難指示、あるいは避難準備等を出していただくよう、県としては、引き続き働きかけていきたいというふうに思っております。

申し訳ございません。正確な数字はございませんが、そういった状況でございます。

議長（広瀬知事）

はい。そういう問題意識を持って、もうちょっとちゃんと調べておいてください。

そのほか、ご質問はございますか。

はい、どうぞ。竹村先生。

京都大学 竹村名誉教授

実は、私も昨年までは別府にいたんですけど、別府で、例えば全域避難というのが出た時というのは、もちろん別府市から出されるわけですけども、13万人、12万人に向けて避難指示、または、避難の行動を求める時の避難所というもののセットというのがどういふふうに対応がなされたのかという、つまり、行き先をどう規定されたのかというのを、今回の場合、またもう一回、台風8号の場合なんですけど、お聞きしたいんですけど、全市民避難という行動を要求する時の受け皿っていうのはどうなってるかっていう意味です。

議長（広瀬知事）

事務局、どうぞ。

事務局（福岡防災危機管理監）

はい。答えさせていただきます。

避難所に関しましては、避難指示あるいは避難準備、避難勧告等を出される時に、同時に市町村に、何カ所の避難所を設置しますかと。で、何人ぐらいの収容が可能なのかというようなことは、県のほうでは、一応、確認をいたします。で、もちろんその前段階ですね。自

主避難の段階も踏まえて、避難所の開設は、だいたい全ての市町村で行われているのが実情でございます。

また、その避難準備、高齢者等避難の段階におきましても、避難所は相当な数、開設をされているということは、県は、システム、あるいは電話等で確認をしている状況でございます。

ただ、竹村先生がおっしゃる、突き詰めて、この避難勧告、全員が入る避難所の数が開いているのかということに関しましては、申し訳ございません。一回一回、検証というかたちでは実施していないというのが実情でございますけれども、ただ、避難準備、あるいはその前段階、自主避難が開始されるような段階から、避難所の開設に関しましては、県は、必ず電話、あるいはシステム等でチェックをして、その確認をしている状況でございます。

京都大学 竹村名誉教授

ありがとうございました。

追加でお願いしたいんですけど、つまり、13万人に避難勧告等が出た時に、それは、全市民にそれぐらいの警戒レベルであるということを知らせるのであって、全ての方が避難所に入らねばならないという連絡ではないことを、やはり、きちんとすべきだろうというふうに思います。つまり、警戒レベルが3だとか4だとかいうのは簡単なんですが、それに合わせた避難行動のレベル、つまり、より細かい市の中のこのエリアが水害に対しては弱いんだという、つまり、ハザードマップを作られてますので、そういうふうなものを利用した市町村レベルの対応というのが求められると思いますので、県からは、そういうふうな指導とか教育とかそういうのをぜひお願いしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（広瀬知事）

はい、ありがとうございます。はい、牧局長。

防災局 牧局長

はい。竹村先生、ありがとうございます。竹村先生のおっしゃったとおりでございます、防災っていうのは、避難の指示、避難勧告が出た際に必ず避難所に行きなさいというわけではございませんで、各市町村、ハザードマップを作っておりまして、例えば自分が住んでる場所、そこが浸水区域にある場合、この方について、もし台風とかある時には大雨が心配される、そういった時には避難所のほうに行ってください。また、浸水区域であっても、自分のおるところが、例えばマンションの5階であるとか8階であるとか到底浸水しようもないような所、そういったところについては、やはりその場でいていただくほうが安心がありますので、それはそれなりに活動をとっていただくということで、あくまでもこれは、住民が最善としてとるべき行動ということを理解していただくために、私ども、市町村を通じまして、各県民に対して、防災教育というかたちの中でハザードマップの理解をしていただいたり、避難活動についてはこうあるべきだとか、または避難訓練、こういったものについていっしょに取り組んでるところでございます。以上でございます。

議長（広瀬知事）

はい。要するに、命令とか指示が出て、最終的には自己で判断しろと、こういうことですか。避難するかしらないかは、自己判断でいいんだと。

それじゃ、避難指示とか避難命令って何ですか。

事務局（福岡防災危機管理監）

お答えします。全て自己判断というわけではございません。ただ、自助、共助、公助の中の自助の部分で、それぞれのいらっしゃる位置、あるいはいっしょにいらっしゃる方々、そういうことを考えて、もちろんご自分で判断していただくという必要はございます。ただ、行政として、あるいは、この災害の規模を知らせるタイミングとしては、このレベル5というカタチで皆様に危険をお知らせするための仕組みでございますので、そこはバランスを取って判断していただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

議長（広瀬知事）

はい、ありがとうございました。ほかにございますか。

はい、どうぞ。

大分県消防長会 針宮会長

大分県消防長会会長の針宮と申します。よろしくお願いします。

この修正案の2番の中で、中津市耶馬溪の斜面崩壊などを踏まえた防災・減災対策の強化ということで、局所的で甚大な被害により、消防、県警、自衛隊、建設業協会など関係機関が参集した場合の現地調整の支援ということで、先ほどの説明の中で、市のほうへ県の職員を派遣するというお話があったと思います。県が調整を行うと。私も去年のこの斜面崩壊のところに、現地に行って、当時の中津市の消防長からも、いろんな機関が入ってこの対応、救助活動をするとかいうことで、たいへん、指揮命令系統とかが混乱を来しているということで、こうやって支援をいただけることは大変ありがたいと思います。

で、そういう中で、もう少し具体的に、例えば、市の現地災害対策本部が立ち上がった時に県の方が来て、先頭に立って指揮をしてくれるのか、いやいやそうじゃなくて助言をするのか、で、どういった方が来てそういった支援をしてくれるのか、少し具体的なものが、もし分かれば、教えていただきたいなというふうに思います。

議長（広瀬知事）

はい、どうぞ。

事務局（福岡防災危機管理監）

はい。答えさせていただきます。

もちろん、災害の規模等によります。場合によっては、局地的とは言え甚大な被害の場合は、県といたしましては、場合によっては副知事等に現地対策本部長に就任していただく場合もあろうかと思えます。また、そこまで行かないという状況であれば、我々、防災局幹部

が現地に行きまして、昨年の中津の耶馬溪の反省点としましては、多くの機関のご協力の下、救出活動を行ったにもかかわらず、その調整が、県として何もできていなかったという点がございまして、全体の指揮、あるいは、皆様方との調整、こういったことを県が先頭になってやっていただきたいと、そう言う反省点に基づきまして、今回の修正に至ってる次第でございまして、ということでございまして、以上でございまして。

議長（広瀬知事）

規模等によって、その現場でどのぐらいの指揮、調整をやるかということが決まってくるんだらうと、こう思いますので、よろしいでしょうか。

大分県消防長会 針宮会長

はい。ありがとうございます。

議長（広瀬知事）

はい、ありがとうございます。そのほか。

よろしゅうございますか。

はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

議長（広瀬知事）

はい。それでは、この修正案、第1号議案、提案させていただいた通りお認めいただくということでよろしゅうございますか。

（一同異議なし）

議長（広瀬知事）

では、そうさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次に移りたいと思います。報告事項「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」、これについてであります。これにつきまして、まず、事務局から報告をしてください。

防災局 牧局長

はい。それでは、報告事項でございまして。「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン等について」、資料につきましては、お手元のA4横、右肩に資料2と書いてるものでございまして、これをご覧になっていただきたいと思います。

資料を一枚、おめくり願います。南海トラフ沿いの地域におきましては、マグニチュード8から9クラスの地震が、今後30年以内に発生する確率70から80%でありまして、大規模地震発生切迫性が指摘されているところでございまして、このような中、本県をはじめ、南海トラフ沿いの地域では、東日本大震災を教訓といたしまして、最大クラスの地震や津波

を想定し、突発地震に備えた事前対策から事後対応、復旧復興まで、地震対策の取組を総合的に進めているところでございます。一方、南海トラフで発生する大規模地震には、中ほどの年表にありますとおり、おおむね100から150年で大地震が繰り返し発生するとともに、1944年に南海トラフの東側で昭和東南海地震が発生し、その、約2年後に南海トラフの西側で昭和南海地震が発生した事例、また、1854年には、南海トラフの東側で大規模地震が発生した約32時間後に、西側でも大規模地震が発生した事例が知られているところでございます。

次のページをご覧ください。本年3月に内閣府の防災担当が策定いたしましたガイドラインの位置付けについてでございます。今後発生する南海トラフの大地震が、過去の事例のように発生するかどうか不確実ではありますが、大規模地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合、県や市町村、指定公共機関、企業等がとるべき防災対応を検討し、あらかじめ計画としてまとめるために参考となる事項が記載されております。ガイドラインは左にありますとおり、共通編および住民編、企業編の3部構成で、国が発表する情報に対し、各機関がとるべき防災対応を検討する手順等が記載されております。各機関がとるべき防災対応は、法律に基づきまして、例えば、県や市町村では南海トラフ地震防災対策推進計画を定めまして、この計画を地域防災計画に反映させるということになっております。

次をお開き願います。南海トラフでの大規模地震の発生形態は多様ではありますが、ガイドラインでは、防災対応をとるべきケースとして、マグニチュード6.8程度以上の地震が発生した場合や、プレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等が発生した場合、三つのケースに応じた防災対応をとることとしております。特に左の四角囲みにありますとおり、南海トラフの想定震源域内のプレート境界におきまして、マグニチュード8以上の地震が発生した場合、ここでは東側で発生した場合、西側も連動するののかというケース。いわゆる半割れケースと呼びます。この半割れケースの場合、最初の大規模地震発生から後発地震が7日以内に発生する頻度は、通常の百倍程度の確率と言われており、ガイドラインにおきましても、このケースを中心にまとめられているところでございます。

次のページをお願いいたします。マグニチュード6.8程度以上の地震が発生した場合や、通常とは異なるゆっくりすべり等が発生した可能性がある場合、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表するとともに、有識者からなる南海トラフ沿いの地震に関する検討会を開催し、評価することとなっております。評価の結果、大規模地震がプレート境界でマグニチュード8以上であった場合、フローの左下のとおり、地震発生から最短約2時間後に気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されます。また、マグニチュード7以上8未満の地震やゆっくりすべりの場合は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されます。

次のページをお願いいたします。ここでは半割れケースを想定いたしまして、情報の流れのイメージを記載しております。留意すべきは、中ほどにあります、最短約2時間後のところ、黄色の吹き出しがございしますが、先ほど述べました気象庁からの臨時情報の発表でございます。この発表を受け、その下の、国から地方公共団体や国民に対して、津波の危険性が高い地域では、1週間の避難を継続する旨などを発表いたします。さらに、1週間後には避

難を解除し、1週間は地震の備えを再確認するよう呼びかけを行います。また、2週間後には、地震に注意をしながら、通常の生活を送るよう呼びかけを行うということとしております。

次のページをご覧ください。最初の地震発生から、各地域での通常の生活を送るまでの対応について記載しております。中ほどの表にありますとおり、南海トラフ地震防災対策推進地域、本県におきましては、日田市と玖珠町を除く市町村が対象になります。さらに、この推進地域の中で大規模地震の発生後、直ちに避難しても津波等で安全かつ確実に避難できない地域、これを事前避難対象地域としております。さらに、その地域の中を事前避難の種別に応じまして、高齢者等事前避難対象地域や住民事前避難対象地域に区分し、対応することとなっております。

次のページをお開き願います。ここでは、半割れが発生した際、1週間避難の継続が必要かどうかの検討についてまとめております。通常、南海トラフ沿いの東側で大規模地震が発生した場合、西側を含む太平洋沿岸に大津波警報等が発表されると同時に、沿岸部の住民は、近くの緊急避難場所や避難所に避難をいたします。その後、大津波警報等が津波注意報に切り替わった際、自宅等に戻れるのか、または、自宅に戻れず、より安全な避難所等に1週間の避難を継続する必要があるのかどうかを検討するものでございます。具体的には、30cm以上の浸水が、地震発生から30分以内に生じる地域かどうかを継続避難の基準になります。

次のページをご覧ください。事前避難対象地域の設定方法についてまとめております。水色の破線で囲っているエリアを浸水想定区域といたしまして、その中で避難可能範囲を除いた地域、下の図では、黒色の破線で囲んだエリアを事前避難対象地域といたします。この事前避難対象地域につきましては、避難者の特性、例えば健常者や要配慮者などがございます。この特性によりまして、住民全員の事前避難対象地域なのか、または、高齢者等の事前避難対象地域かに分けます。例えば、図の、川を挟んで右側の◇町におきましては、地震発生後に津波等により浸水したとしても、健常者の方は全員避難できます。しかしながら、津波避難ビルや津波避難タワー、高台がある周辺のところ以外のオレンジ色の点線で囲まれているところにつきましては、要配慮者には避難が困難であるという場所がございます。こういった場所があるところにつきましては、◇町全体を高齢者等事前避難対象地域とするものでございます。また、左側の○町や△町では、赤色の破線で囲んだエリアがございます。このエリア内は、健常者の方であっても避難が困難な場所があるということで、全体を、住民事前避難対象地域とするものでございます。

次のページをお開き願います。ガイドラインでは、防災対応の検討にあたっては、住民の意見や、地域内の各主体が調和を図りながら防災対応を実行できるよう、検討の段階から情報共有や協議を行うことが望ましいとされております。そこで、県内で最も影響を受けらるうと思われる佐伯市と協力いたしまして、南海トラフ地震防災対策ワーキンググループを設置したところでございます。本日ご出席の、大分大学減災復興デザイン教育研修センター長であります小林先生にコーディネーターを引き受けていただきまして、先月の29日に第1回目の会議を開催したところでございます。今回、国から示されたガイドラインは、南海トラフ地震に備えた防災対応を事前に検討するものでありまして、具体的に、住民や各

関係機関との協議が、より現実味を帯びてできるきっかけになるものと捉えまして、今後の計画策定に生かしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（広瀬知事）

はい、ありがとうございました。これまでも南海トラフ地震対策、いろいろ進めてまいりましたけども、今回新たに半割れという問題が加わったところであります。住民の皆さんにこのことを周知して、避難をしていただくかどうか、なかなかたいへんだと思うんですけども、本田町長さん、ご出席でございますか。どうぞ、コメントいただければと思います。

大分県町村会（代理） 本田日出町長

町村会の本田でございます。今日は、藤本会長の代わりで出席をさせていただいております。よろしく申し上げます。

今、事前避難ということがございましたけども、今回の指針の中で、住民はそれぞれ、あらかじめ、知人や親類宅等の安全な場所を自ら確保しなさいという内容がございました。それが困難な住民については市町村が確保しなさいよということになっております。この事前避難については、1週間程度ということから、指定避難所等が活用されることになるんだろうというふうに思いますが、こういったところは、学校とか公共施設となっておりますので、指定避難所の運営と、学校あるいは公共施設の運営のあり方の両立、そのへんが一つは課題になるかなというふうに思っております。

それから、町村という自治体の立場から、今回の臨時情報発表時における事前避難の災害救助法の適用について、少し考え方を申し上げたいというふうに思います。3月29日の指針の公表以降、自治体の間でもいろんな議論がされていっているというふうに思っておりますけども、4月の13日の産経新聞の記事では、この事前避難の避難所開設については、災害救助法の適用が、沿岸部のみ対象といったような記述がされております。私どもが問題点として考えるのは、どこも地域が高齢化してきているという状況がありまして、いざという時の避難に時間がかかるという状況があります。それから、家屋が倒壊する、半割れのあとですから家屋の倒壊等の恐れがありますので、沿岸部以外の住民の自主避難も見込まれるという状況があります。加えて、これまで行政が、住民には、自宅が心配な時には早めの避難をということ呼びかけてきているということもあります。こういったことから、沿岸部以外の住民も早めに避難したいという希望もじゅうぶん考えられますので、自治体のこの事前避難の避難所開設における財政負担の軽減のために、災害救助法の適用対象を沿岸部以外にも広げることを国に要望していただくといいのではないかなというふうに思っております。以上でございます。

議長（広瀬知事）

はい、どうもありがとうございました。

本件について、事務局、何かコメントありますか。確かに、災害救助法の適用で、財政的にも応援ができるようにしておかないといけないと思いますので。

事務局（河野課長）

本年、4月の15日に、内閣府が、災害救助事務取扱要領というものを改定しております。マグニチュード8以上の半割れが発生し、その後の大規模地震発生に備え、避難生活を余儀なくされる場合は災害救助法を適用することとありますけれども、先ほど町長さんが言われましたように、自主避難をした方々に対してはどのような取扱いになるのか等、まだ災害救助法の適用範囲が不明瞭な部分があります。

全国知事会におきましても、事前避難等の防災対応を実施するにあたりまして、災害救助法の適用対象を半割れケースにおける沿岸部以外にも拡充するなど、地方の財政負担のいっそうの軽減を図るよう、緊急提言を行っているところでありまして、今後の国の動向を注視したいというふうに考えております。以上でございます。

議長（広瀬知事）

はい、ありがとうございます。とにかく沿岸部でも山間部でも、逃げるんだったら逃げておいて、お金がないとか払わんということは絶対ないと思います。

大分大学の小林先生、ご出席でございますが、何かコメントがありますか。

大分大学減災・復興デザイン教育研究センター 小林センター長

はい、大分大学の小林でございます。今、ご説明があったとおり、32時間から2年間と現象としては幅の広い時空間になってるんですけども、先ほどご説明があった資料の9ページに、7月29日に1回目のワーキンググループで議論を行いました。で、その時は、今回の半割れと通常の南海トラフの対応というのが、ちょっとごちゃ混ぜになって、非常に理解がなかなか難しかった印象があります。で、難しかったのは、やはりこの3ページ目の半割れって、だいたい、そもそもどういうことなのかとか、皆さん、どうすればいいのかっていうところの、実は、議論まで行かずに、当日のワーキンググループではもちろん、これまでの課題を述べたようなかたちになりました。ですので、次回以降のワーキングでは、この半割れの理解とともに、現状の対応、対策とどう違うのかっていうところを含めてご理解をいただいて、いろいろ議論をしてきたいと。

それから、先ほど、避難所のお話もございましたけれども、この半割れの情報が出た時に、例えば、細かい話で申し訳ないんですが、子どもたちの学校がどうなるのか。そのエリアに含まれた子どもさんたちは避難している。でも、学校に行けないとか、そういった社会全体の仕組みが出来上がっていない中で問われているような課題なんですね。で、これもさらにいろいろ議論を深めていって、おそらく、抜本的にこうしないといけないっていうふうなものが出てくるかどうか分からないんですけども、参加されている方から、いろんな、その対応のパーツをいろいろ出していただいて、それを組み合わせた時に、これ、ひょっとしたらこういう対策があるんじゃないか。今、避難所の話もありましたし、学校のあり方とかですね。極端な話、どこか、現状の避難場所の中で、避難地の中で、学校を臨時学校みたいなものが子どもたちのために作れるのかどうかってことも議論になってくるかもしれません。ただ一方で、親御さんは働きに行っているわけですね。じゃあ、その間、子どもたちは学校の先生方がずっと見ているのか、あるいは地域の方ってというのが、非常に議論が幅広

くなりそうです。

ですので、いろんな意見を出していただいて、皆さんの中で共感、共有をしていただいて、こういうふうな取組が必要ではないかというところまで持って行って、今年度中だと思えますけれども、その防災対策推進計画に反映できるようなところに持って行くことが求められるかなと思っています。これ、非常に難しく、マックスとミニマムで考えると、マックスの対策って、おそらく移住なんですね。もう、これは究極です。もう、その危険なエリアから出ていくという。これは、おそらく、現実的にできないと思うんですが、じゃあ、その中間とか、どこに落としどころを求めるのか、どこまでできるのか、できないものは何か、そういったものが共有できるといいですし、そういった取組をやっぴりずっと続けて行くことで、警戒レベルそのものはずっと維持できるんじゃないかっていう期待も個人的には思っているところでございます。はい。以上です。

議長（広瀬知事）

はい、どうもありがとうございました。

これから、いろんなケースを考えながら対応策を練っていくということなんですかね。

ほかに。はい、どうぞ。竹村先生。

京都大学 竹村名誉教授

報告ということですので、少し時間があるようでしたらコメントさせていただきます。

防災局長からの丁寧なご説明、ほんとうにありがとうございました。一つ、質問なんですけれども、いただいた資料は、これは国のガイドラインに載っているものの紹介なのか、県の防災局として対応しようという方針なのか、そこをどちらかクリアにさせていただくと、あと、議論等もよくなると思うので、一つ、お願いいたします。

防災局 牧局長

はい。今回お示しいたしました1ページから8ページまでの資料につきましては、内閣府が示された資料を使っております。以上でございます。

京都大学 竹村名誉教授

はい。分かりました。ですから、県の対応策というのは、それに合わせて、詳細かつ精緻に作り上げられていくというふうに考えてよいということで、今日、私たちが発言している中身を入れながら、また、防災局で考えられるということで理解をいたしました。

それで、今回のガイドラインですけれども、非常に分かりにくいガイドラインであることも確かです。それからもう一つは、事前避難という、現象が起こる前に逃げなさいという、何か風水害と似たような感じだとかそういう感じをいたします。地震災害でそれをやったことは、今まで一度もありませんので、それが可能かどうかという部分がどうしても必要なんだろうというふうに思います。で、地球科学的な見地からの紹介というのは、もう先ほど、これまで積み重ねてきた観測と記録およびシミュレーション、それからまとめが出来上がっております。で、3. 1 1のあとに大分県では、南海トラフ地震がマグニチュード9で起

こった場合の被害想定、それから2013年に、それも、国も県も策定をしております。で、これが、要するに県内における最大津波とか、それから到達時間にベースになってるということになります。ですから、ここ10年間ぐらいの間に、南海トラフに関するいろんな情報とか、それから被害想定とか対応策というのをずっと、もう、県はやってきたんだというふうに思っております。で、そういう意味で、今回の場合ですごく重要な点というのは、半割れという言葉が突然出てきております。で、これは非常に難しい言葉なんだろうというふうに思います。ほんとうは全部割れるはずのものが半分だけ割れましたっていう意味だと分かるんですけど、その次を確認したら違います。でも、半割れが起こった時には、もう既に片方は割れてるわけですから、大津波が、多分、もう、ただ、東が割れて、もう、大分県に来てるんですね。でも、既に被害が、多分、出てるはずのところへ向けて事前避難をするということは、ほんとうに可能かどうかというのは、すごく気にはなっております。それから、もしも事前避難ができたとしても、これまでの例というのは、先ほど小林先生が紹介されましたように、2年とか32時間後に起こりましたという記録はあります。ですから、そういうふうなことからいって、結局、そういうふうなことが分かっているのに、観測事実から地震、まさに大規模地震の発生可能性が相対的に高まっている旨を気象庁が発表するという文章があるんですけども、非常に定性的な文章になっていて、定量的なものが全く表現されていないというのが、このガイドラインのいちばん難しい点だろうというふうに思っております。で、その情報だけで、ほんとうに住民の事前行動にきちんと伝わる情報になるかっていうのが非常に心配です。で、風水害とか火山災害の場合は、情報がすごくクリアに出てくると思いますが、この事前避難のための地震情報というのは起こってないわけですから、実は、非常に難しいんだということがあります。だから、地球科学的な見地からすると、予測とか広報を出します、気象庁が。その時の情報の精度がどこまであるかっていうのが、ほんとうに、そこらも学問的に難しい点なんですね。ですから基本的には、やっぱり、事前避難を必要とするのであれば、気象災害とか火山災害でやったレベリングだとかそういうふうなことをきちんと参考にして県は作られた方がいいのではないかとこのように思っております。で、行政対応は、ほんとうにたいへんなことがいっぱいあると思います。ですから、影響がすごく大きいことなので、時系列的な対応案を検討して、きちんと検討いただくというのがよろしいのではないかとこのようにコメントさせていただきます。どうも、ちょっと長くなって申し訳ございません。

議長（広瀬知事）

はい、ありがとうございました。

竹村先生のおっしゃること、よく分かるんですけども、心配されるのは、気象庁としては、やっぱり安全を見て、半割れの危険、それから、地震津波の危険があるよと、こういう可能性が強いと。そうすると、それを受けた県は、やっぱりそれ以上の権威はありませんから同じことを言うと、市町村もそう言うということになると、いちばんわけが分からないで右往左往しなきゃならんのが住民だということになるんじゃないかと思うんですが、ほんとうに、かと言って、しかし、ほんとうに出たらえらいことですから、やっぱりというところがありまして、弱ったなど、こう思ってるんですけども。

京都大学 竹村名誉教授

それに対しては、南海トラフの全域割れの時に、一応、起こった時の非難行動というのは、県はすごく立派にできてますので、それがまず一つベースになるだろうというふうに思っております。

それからもう一つは、やはり時系列的に、先ほど言いましたように、半割れで起こった例というのは、32時間後と2年後なんですね。で、そうすると、それを時系列的に、まさに3日とか1週間、2週間というふうな行動パターンと、それからそれ、より長期になる行動パターンというのをきちんと整理をしていくのも必要だろうというふうに。

起こることは、多分、皆さん、地球科学的な見地からも起こる可能性は高いというふうに判断されると思うので、そういうふうな対応策をしておく、実際的な対応をするというのが大事だろうというふうに思いました。

議長（広瀬知事）

はい、ありがとうございました。

なかなかたいへんでございますけれども、ちょっと視点を変えまして、防災対応とか治安維持の見地からも少しご意見を承りたいと思うんですけども、大分県警本部原田警備部長、おられますか。どうぞ。

大分県警察本部（代理） 原田警備部長

警察本部の警備部長の原田でございます。本部長は、今日、所用で、代理で出席しております。

この準備情報が出た時の県警の対応ということで、現在、計画策定中でございますけれども、この佐伯市におけるワーキンググループのところの9ページの右側のほうの出た課題ということで記載がございます。治安の関係でいくと、(6)のその他、避難所の犯罪対策や避難後の留守地域の防犯対策というところが県警のほうの対応になろうかなと思うんですけども、これ以外に、臨時情報が出された場合の警察としての措置として、現在、検討中の部分は4点ございまして、まず1点目が、住民の方が一時避難する際の避難誘導、これについて行う必要があるということ。で、2点目につきましては、一時避難されたあとに留守となった地域、で、ここの治安対策をどうするのかという問題。それと3点目が、一時避難先における、避難所におけるいろんな相談、各種相談の受理等を含めた避難者に対する支援活動があるのかなと。これが3点目ですね。あと、4点目は、いわゆる、そういう避難地域の中にある、これはもう、うちの問題ですけども、警察関連施設の維持管理の関係の4点が、今後、うちのほうで検討していく課題であるかなということで、現在、検討している最中でございます。以上でございます。

議長（広瀬知事）

はい、ありがとうございました。

消防長会長の針宮会長さんおられますけれども、どうですか。

大分県消防長会 針宮会長

消防としては、対応として、まず、県下消防本部との情報共有をしっかりと行った上で、大規模地震発生に備えて、消防の場合は、他県、他の消防本部に緊急消防援助隊ということで応援に向かうこともありますので、その事前準備、それから、実際に地震が発生したあとの、その受け入れる側の受援体制の事前準備、そういったことをしっかりとやっていく必要があると思っています。で、それと同時に、警察、自衛隊などの防災関係機関との連絡調整、情報共有をしっかりと行うと。それと、市の防災局と連絡調整を図って、あらゆる方向で、先ほど言った、避難所での市民向けの広報活動、これをする必要があるのかなと、そういうことを考えています。あと、課題として、他都市で大規模地震が既に発生したということになれば、消防の場合は、応援出動をしている可能性が、実際出てきたりする場合があるので、消防力の低下が懸念されています。そういったことが、一つ、課題であると考えています。

議長（広瀬知事）

はい。ありがとうございました。

ほんと、警察も消防もそうですけども、ほかの地域で大災害が起こると、応援に行きますよね。こういうことの、このケースの場合には、ちょっと応援には行かないで大分県にとどまって、次なる対応をしてもらう必要があるんじゃないかと思うんですけどね。

大分県警察本部（代理） 原田警備部長

警察の場合、臨時の情報の時という規定ではなくて、実際に今、南海トラフを想定した場合に、沿岸部の各県警につきましても、他府県への支援はございません。逆に、日本海側とか南海トラフに影響しない県は事前に、例えば大分県については、島根、鳥取、長崎、佐賀から応援が自動的に、もう、派遣されるというふうに規定されております。よその県も、被害の想定が大きいところには相当数の他県からの応援が行くように、元々規定されておりますので、仮にこの臨時情報が出された場合であっても、同じような対応になろうかなと思うところでございます。以上です。

議長（広瀬知事）

はい、ありがとうございました。

そのほか、医療の維持だとか通信の確保等につきましても、何か、皆さん、コメントあればどうぞ。

はい。どうぞ。

西日本電信電話(株)大分支店 大村谷支店長

NTT西日本、大分支店長、大村谷でございます。お疲れさまです。先ほど、32時間から2年間ということで、非常に期間が長いということですがけれども、先ほど、風水害の事前準備とよく似てるというお話、ございましたけども、同じかなというふうに思っております。

で、NTT西日本としましては、こういった地震等の発表が起きた時には、本社は大阪な

んですけども、そこを中心に地震災害警戒本部というのが立ち上がりまして、本社と、あとは、九州は福岡に事業本部がありますけれども、そこと大分とを結びながら、各対策をしていくというふうな進め方になります。

まず、通信の確保という意味では、先ほど、避難所がこれからどういふかたちになってくるかというのがありますけれども、その避難所のところの通信の確保っていうところをしっかりとやっていくということが使命かなというふうに思っています。そこには、今、特設公衆電話だとか特設公衆Wi-Fiというような協定を結ばせていただいていますけれども、そういったのを活用しながら通信の確保をしていくということと、あとは、ポータブル衛星だとか移動電源車、こういったところも、九州の中では、今回の南海トラフのエリア外の熊本、福岡、あるいはNTTの東日本からも応援要請ができますので、そういったところから、物を確保していくのかなというふうには思っています。

あと、事前に臨時情報が出たあとには、今もやっておりますけれども、災害用伝言ダイヤル171だとか、ウェブ171っていうところで、しっかりと連絡体制を、これからの報道機関を通じながら今もやっておりますけれども、周知していくっていうことが、今後のその発災後のそれぞれの住民の方の連絡先がしっかりと取れるというような体制も必要かなと思っておりますし、実際、その絵の衛星電話だとか、それとWi-Fi等、機器等の貸し出しっていうのも、今後、進めて行くのかなというふうには思っています。

で、最後ですけども、工事等をこの期間、どこまでやるのかっていうのは、今後、この32時間から2年間でどう進めていくのかっていうのはありますけれども、緊急性を見ながら工事の中断っていうのも検討していきますし、その間におきまして、電気通信設備、あるいは緊急車両等の点検をしっかりとやっていくところの対策を進めていくのかなというふうに思っておりますが、いずれにしても、まず、半割れ状態というところの、そのBCPの対策っていうところは、NTT西日本としましても、まだ設定が、この半割れに関して限定してないので、今後は大分県様とも協力しながら、我々も検討を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

議長（広瀬知事）

はい、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

はい。どうぞ。

九州電力(株)大分支社 早田執行役員支社長

九州電力でございます。私どもとしても、やっぱり半割れの時にどこまで対応するのかっていうのが非常に難しい問題でございますけれども、特に巨大地震の警戒臨時情報が出された時なんですけれども、これにつきましては、推進基本計画、ならびに、先ほどご説明のありましたガイドラインにも、やはり災害の応急対応など、全ての活動の基礎となるのがやっぱり電力だということがきちんと記載をされております。それに則りまして、後発地震の発生に備えて、社員の安全確保を前提としながらも、電力供給の継続に必要な体制の確保に努めていきたいというふうには思っております。具体的には、やはり臨時情報が発令された場合は直ちに非常災害対策本部を立ち上げるとともに、やはり後発地震の発生の津波によっ

て浸水被害が想定されてるのが、私どもの事業所で、別府と佐伯の事業所が、やはり浸水被害があるというふうに想定しておりますので、そこにつきましては、既に代替拠点をどこにするかというのを選定しております。そこで、もし後発地震が発生した時に事業継続するための準備をどこまでやるのかとか、復旧資機材の準備等をどこまでしていくのか、これを具体的にやはり検討していかなければいけないというふうにも思っております。

なお、今後の検討にあたって、大分県様、関係機関様に二点、ちょっとお願いしたいことがございます。1点目は、この県のほうへのお願いですけれども、やはり、高齢者等がやっぱり事前に非難される避難所に対して、私どもは安定的に電力供給をやはり継続してやるために方策をやはり検討していかないといけないかなというふうに思っておりますので、早期にその事前避難箇所地域の想定ならびに避難所の選定をしていただきたいというふうに思っております。

2点目が、これ、県と関係する機関、会社様へのお願いでございますけれども、後発地震が発生したあとに、電力の供給の継続が必要な重要施設、これは県のほうで選定をしていただいているというふうに考えておりますけれども、我々、もし被害があった時には、早期送電、復旧につきまして努力はしてまいりますけれども、やはり津波については、やっぱり復旧に時間を要する恐れがありますので、各施設でのバックアップの電源の確保、ならびに燃料供給については自主的な確保をぜひお願いをしたいということでございます。私のほうからは以上でございます。

議長（広瀬知事）

はい、ありがとうございます。貴重なご指摘をいただきました。

どうぞ。

大分海上保安部 小野部長

大分海上保安部です。海上保安部の直接の所掌っていうものではないんですが、海に目を向けていただいて、ちょっと、懸念事項について、二点、お話をさせていただきたいと思っております。

まず1点目ですけれども、先の東日本の大震災では、津波によりまして、港湾施設から車両、船、コンテナ、スクラップなど、そういったものが多数海上に流出しまして、一部は港内に沈むということで、航行船舶にとってはそういったものは障害物になりまして、しばらく船が港に入港できないという事態が発生しました。国の機関、自衛隊や海上保安庁、こういったところから救援実働部隊の船舶が入港できないといった場合は、その給水支援であったり緊急食糧の輸送、支援、また、入浴や宿泊、携帯電話サービス、また、活動する自治体等の職員の輸送、そういった、早期に行うべき初動措置、これに支障を来すこととなります。また、港には多くの関連企業等がありまして、それらの復旧作業と言いますか、それらの支障となります。こういう事態につきましては、国土交通省の地方整備局が中心となりまして、船舶が速やかに港に入港できるように障害物を除去する、いわゆる航路啓開と言うものが行われます。海の安全を管理する立場である港長として保安部では、やはり二次災害の防止のためにも、水深が確保できていないような危険な海域に船を入れるわけにはいかない

ということで、必要な措置を講じることとなります。で、港内に存在する、その危険物とか障害物が少なければ、航路啓開の作業が時間的にも経済的にも少なくて済むということで、結果として、緊急支援の船舶や災害復旧を目的とした船舶が、速やかに港に入港できるということになります。そうしたことから、この今回の臨時情報が発生したあとに、港におきまして、そういった障害物の流出を極小化する方策、これについて関係者の方々と検討することは意義があるのではないかとこのように考えています。

続いて二つ目なんですが、その被災後の初動措置を考慮した場合、どの程度の官公庁の船舶が、緊急支援船舶が入港してくるのかどうか、そういったものを事前に想定した上で、民間のバースもいろいろありますので、そういった方も利用する災害発生後の着岸可能岸壁、こういったものの情報を集約して提供して、速やかに利用できるようなそういうものが、枠組作りについて検討するのも意義があるのではないかとこのように考えています。

議長（広瀬知事）

はい。ありがとうございました。

どうぞ。

（一社）大分県医師会（代理） 河野副会長

大分県医師会の河野です。医療に関しまして、簡単に述べさせていただきます。

被害、災害発生時には、被災地域での救助とか救出、それから医療を行うわけですけども、避難生活者に対しても支援を行うように、大分県医師会が災害医療マニュアルというのを、これ、県の医療政策課とか保健所、大分大学の先生方といっしょに作りました。これはもう各会全員に配布されております。それで、避難所での、いわゆる健康対策についても保健所、あるいは薬剤師会とか歯科医師会とか、三師会いっしょになって行うようになってます。で、事前にその地震が予測できないということだろうと思うんですが、実際、起こった場合にどうしたらいいかということで、EMISを記入、あるいはJMATの現地訓練など、実際に行っております。以上です。

議長（広瀬知事）

はい、たいへんありがとうございました。どうぞよろしくお願いします。

そのほかに。はい。どうぞ。

九州旅客鉄道(株)大分支社 貞苜支社長

JR九州の貞苜でございます。いつもお世話になっております。鉄道のほうも皆様と同じではございますけれども、地震が発生した場合には、本社と大分のほうに対策本部というのを作りまして、関係の機関の皆様方と情報を共有させていただくということになっております。で、鉄道の基本は、津波が予想されるところに列車を入れない。もし、そういうところにいる列車に対しては、速やかに退出させるということではございますが、先ほどからありますように、佐伯市様のワーキングの中に出てますように、臨時運行をするということが期待されるような場合もあるかもしれませんし、ほかの交通機関等との連携というのも必

要かと思しますので、まず、そういう情報の経路というのは、ちょっといろいろ勉強したいと思えますし、そういうところも県様を中心に、また、いろいろ整理できたらというふうに思えますので、よろしくをお願いします。

議長（広瀬知事）

はい、どうぞよろしくをお願いします。そのほか。

はい、どうぞ。小林先生。

大分大学減災・復興デザイン教育研究センター 小林センター長

すいません。追加で。お願いと言うか、こういった場に出ているいろんな機関の皆さんのご意見とかを、やはり県民の皆さんにやっぱり知っていただくような、これ、ものすごく意識啓発につながると思うんですね。こういった情報をぜひ、何かうまく、マスコミの皆さん、報道機関の皆さんもいらっしゃるので、こういったものを持続的に情報を出せる仕組み作りが、やはり、大分県さんとして作っていただきたいというのが一点です。

で、もう一つが、こういった情報は、私も防災教育に取り組んでますけれども、いろんな子どもたちの教育に非常に大きく生かせるような気がいたしますので、こういったところの連携も、ぜひ、図っていただきたい。

それから最後ですけれども、今回の南海トラフのこともそうですし、冒頭の地域防災計画の修正のところにも出てきましたけど、避難というものが、そもそも何なのかっていうことは、やはり突き詰めて考えていくタイミングかなというふうに思っています。なかなかやっぱり避難率が上がらない。その避難率というものは、今の、竹村先生もおっしゃってましたけれども、そういう避難というものが、分母が20何万人とかでいいのかっていうところも、多分、あると思うんですね。そういうキャパの問題も、実はこの南トラの、半割れのところでやはり議論に、当然、なってくると思います。やはり改めて、この避難のあり方だとか、避難というものがどういうものなのかっていうことを、やはり、改めて議論をする場を作っていただくことも重要なことというふうに思います。以上でございます。

議長（広瀬知事）

そうですね。国の機関の方でも、何か意見がありますか。

はい、どうぞ。

九州地方整備局（代理） 川野総括防災調整官

九州地方整備局の川野と申します。先ほど、今、先生がおっしゃった、持続的にいろんな情報発信というお話もございましたけど、整備局の方は、今、事務局をやってます、国の機関が中心ですけど、あと、ライフラインの機関の皆様も入ってます、九州防災連絡会というところがございまして、その中で、この南トラに対して各機関がどういう対応をするのかというのを、いわゆる時系列的に分かるようなものを、漠としたものなんですけども、作成をして、先の九州ブロックの南トラの協議会の中で、各県さんが参加されてる中でも少しご紹介をさせていただいてますので、そういったところを引き続きブラッシュアップして行き

たいというふうに考えております。

あと、臨時情報に関しましては、逆に国の方が、臨時情報が出た時にできることというのは、例えば整備局であれば、その TEC-FORCE の前進配備をどういったかたちでするかとかそういったところになるんですが、あと、今日お話があった、このガイドラインを踏まえたさまざまな対応を内閣のほうからもある程度いろんな情報交換の場を作るように言われてますので、そのあたりはまた、東側の各県さんと連携をとりながらさせていただければなというふうに思っております。

議長（広瀬知事）

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

はい、どうぞ。

日本赤十字社大分県支部 長谷尾事務局長

日本赤十字でございます。今回、私ども、半割れに関して、ちょっと特段に突っ込んで内部議論をしてみりました。私どもは千代町でございますので、津波が起きれば2mぐらい浸水をいたします。で、半割れで警報が出た場合には、できれば、荏隈のほうに赤十字の血液センターがございます。中央児童相談所の横でございますので、あそこまで全員で動いて、緊急車両も持っておりますので、救急車等ですね、こういったものもいっしょに動かして、1週間、2週間は執務ができるような、環境整備ができるかどうか、今、検討に入りました。実はこれ、経験則でございますが、車両、特に緊急車両を津波で失いますと、なかなか次の手が打てないんで、私どもは人命救護が第一でございますので、被災すれば九州各県のブロックから救護班が全部、応援に来ますけども、地元の大分はどうあるべきかというところを、今、突き詰めておりますので、そういった観点で行くと、我々がたまたま荏隈で浸水しないエリアを、ランチを持っていますけども、その他の緊急自動車だとかそういった車両をどこで、この半割れの時に確保するかという意味でいくと、広域防災拠点はスポーツ公園ではございますけども、何らかの場所みたいところを県のほうで確保、検討いただけるといいんじゃないかなというふうに思いました。以上です。

議長（広瀬知事）

はい、ありがとうございました。

県のほうは、BCPについては、何か考えてるんですか。

事務局（河野課長）

県のほうはですね、実は平成25年に一度、BCPを作りまして、ちょうど5年がたっております。今年度、災害に係る部分に関しまして、どういった分をやはりやって行かなければならないかといった分につきましては、防災局のほうでBCPの見直しをしないというふうに考えておりますし、また、県全体での事務事業、これにつきましては、総務部のほうでBCPの見直しを行うようにしております。以上でございます。

議長（広瀬知事）

はい、ありがとうございました。

そのほか、何かございますか。よろしゅうございますか。

議長（広瀬知事）

それでは、この計画につきましては、本件につきましては、今日、いろいろ皆さんにご意見を賜りまして、たいへん貴重なご意見を賜りました。もっともっと議論をしながら県民にも周知をしていきたいというふうに思っておりますので、引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日、予定された議案は、以上でございます。マイクを事務局のほうに返したいと思ひます。

皆さん、ご協力ありがとうございました。

事務局（河野課長）

それでは、貴重なご意見等いろいろありがとうございました。

ここで事務局からご連絡をしたいと思ひます。大分県地域防災計画の修正につきましては、本日、ご承認をいただきましたので、後日、委員の皆様宛、修正後の計画、これはCD R版に、今、落とさせていただこうと思ひますけれども、これを送付させていただきたいというふうに思ひます。また、災害対策基本法に基づきまして、内閣総理大臣にご報告するようになつておりますので、準備が整い次第、手続を行いたいというふうに思ひます。

なお、お手元におおいた防災アプリのチラシを置いております。これは、今年4月からの運用開始いたしました、九州では初めての取組でございます。スマートフォンのGPS機能を使いまして、現在地の最寄りの避難所や、あるいは、ハザードマップがすぐに閲覧できるような、見ることができるようになつております。ぜひ、委員の皆様方もダウンロードしていただきまして、ご活用いただければ幸ひでございます。

それでは、以上をもちまして、本日の大分県防災会議を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

-----終了